平成２５年（フ）第１１９号
函館市上野町５番24号　メゾン上野201号室
債務者　福原ひとみ
1　決定年月日時　平成25年４月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月13日まで
函館地方裁判所

平成２５年（フ）第１２１号
函館市鍛治２丁目15番19号
債務者　中林　　明
1　決定年月日時　平成25年４月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月13日まで
函館地方裁判所

平成２５年（フ）第１２２号
北海道茅部郡森町字濁川188番地
債務者　中村千代子
1　決定年月日時　平成25年４月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月13日まで
函館地方裁判所

平成２５年（フ）第３３号
三重県志摩市阿児町志島11番地
債務者　向井　隆清
1　決定年月日時　平成25年４月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月14日まで
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２５年（フ）第８０号
沖縄県那覇市首里石嶺町３丁目10番地１　真アパート101
債務者　伊佐　真典
1　決定年月日時　平成25年４月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月14日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２５年（フ）第３９号
千葉県印旛郡酒々井町東酒々井３丁目３番170、申立時の住所千葉県印旛郡酒々井町伊篠152番地７
債務者　山田　高史
1　決定年月日時　平成25年４月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月17日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２５年（フ）第５３号
千葉県成田市北羽鳥2066番地１
債務者　井之上光一
1　決定年月日時　平成25年４月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月17日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２５年（フ）第５６号
千葉県印旛郡酒々井町酒々井974番地６　フレンドリーヒルＡ棟205
債務者　石﨑　圭子
1　決定年月日時　平成25年４月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月17日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２５年（フ）第５８号
岡山県倉敷市連島中央３丁目２番43号　シャトー21Ａ103号室
債務者　伊與久和也
1　決定年月日時　平成25年４月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月17日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２５年（フ）第１４９号
埼玉県吉川市木売１丁目３番地13　旭マンション201号
債務者　岸田　敏子
1　決定年月日時　平成25年４月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月18日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２５年（フ）第１５２号
埼玉県草加市瀬崎３丁目20番９号　フリーデ201号
債務者　小川　忠伺
1　決定年月日時　平成25年４月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月18日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２５年（フ）第９９号
埼玉県富士見市西みずほ台１丁目20番地１　マーランドファイブ802
債務者　万　　咏梅
1　決定年月日時　平成25年４月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月18日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２５年（フ）第１４３号
神奈川県伊勢原市沼目３丁目15番４号　誉荘101号
債務者　北村みや子
1　決定年月日時　平成25年４月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月18日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２５年（フ）第１２５号
静岡県三島市鶴喰33番地の37
債務者　勝又美枝子
1　決定年月日時　平成25年４月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月18日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２５年（フ）第１２７号
静岡県熱海市昭和町22番23号　第一芳川ビル４Ｆ、住民票上の住所静岡県熱海市和田町13番32号
債務者　福永めぐみ
1　決定年月日時　平成25年４月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月18日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２５年（フ）第７７号
沖縄県那覇市宇栄原３丁目34番37号　コーポ春203
債務者　川平　嘉正
1　決定年月日時　平成25年４月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月18日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２５年（フ）第９４号
沖縄県那覇市おもろまち４丁目６番10号　新都心マンション大興807
債務者　金城　あや
1　決定年月日時　平成25年４月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月18日まで
那覇地方裁判所民事第３部